

件名

高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件（平成二十九年金融庁告示第五十号）の一部を次のように改正し、令和六年十二月二十六日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

備考 表中の「」の記載は注記である。	九 「二〇〇八略」 J a p a n A l t e r n a t i v e M a r k e t 株式会社	改正後
	「号を加える。」 「二〇〇八 同上」	改正前